

# 西宮市駐車場の出入口設置に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市の管理する道路（以下「市道等」という。）に面した駐車場を設置する場合において、道路における危険を防止し、歩行者等の交通の安全を確保するため駐車場の出入口の設置基準に関し、法令その他別に定めるものほか必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道等 道路法（昭和27年法律第180号。以下、「法」という。）第3条第4項に規定する市道、西宮市法定外道路管理条例（平成13年西宮市条例第25号）第2条に規定する法定外道路および譲与を受けた里道をいう。
- (2) 駐車場 自動車の出入口が市道等に接している駐車場をいう（法第24条の道路管理者以外の者の行う工事及び第32条の占用許可を伴わない駐車場。）。
- (3) 単独出入口 駐車場所が直接市道等に接する出入口をいう。
- (4) 集合出入口 駐車場所から車路を介して市道等に接する出入口をいう。

## (駐車場の自動車の出入口の設置承諾等)

第3条 駐車場の出入口を設置しようとする者は、市長に申請してその承諾を得なければならぬ。ただし、駐車する自動車が2台以下のものを除く。

既に設置されている駐車場の出入口の位置を変更する場合も同様とする。

- 2 市長は、第1項の承諾には、交通の安全上又はその他の必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の承諾を得ないで駐車場を設置した者に対して、第5条の設置基準に適合させるために必要な指導、勧告をすることができる。

## (出入口の設置箇所数)

第4条 出入口は、一敷地に一箇所とする。ただし、次に掲げる駐車場の出入口で市長が認めるものは、この限りではない。

- (1) 開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成11年西宮市条例第74号。以下「まちづくり条例」という。）第2条第5号に規定する開発事業に係る駐車場
  - (2) その他、特にやむを得ないと市長が認めたもの。
- 2 前項各号に掲げる駐車場のうち、集合出入口は、一方を入口専用とし、他方を出口専用として、各々その表示をするものとする。ただし、特にやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りではない。

## (出入口の設置基準)

第5条 出入口は、次に掲げる場所に設置してはならない。ただし、特にやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の場所
- (2) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の場所
- (3) 消火栓又は指定消防水利の標識が設けられている位置から5メートル以内の場所

- (4) バス停留所の標識が設けられている位置から 10 メートル以内の場所
  - (5) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の場所
- 2 出入口が市道等に取り合わせる角度は、直角又はそれに近い角度とする。
- 3 出入口を 2 箇所設置する場合の相互距離は、10 メートル以上とする。ただし、特にやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りではない。
- 4 出入口の幅は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。ただし、荷物搬入車両の出入りのため等、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りではない。
- (1) 自己の専用住宅その他これに類する戸建住宅の駐車場 1 台の場合は 3 メートル以内、2 台の場合は 5 メートル以内
  - (2) 前号の駐車場以外の駐車場のうち単独出入口を有するもの 単独出入口 1 箇所当たり 3 メートル以内
  - (3) 第 1 号の駐車場以外の駐車場のうち集合出入口が 1 箇所あるもの 5 メートル以内
  - (4) 第 1 号の駐車場以外の駐車場のうち集合出入口が 2 箇所あるもの それぞれ 3 メートル以内
- 5 前項ただし書により出入口を設置しようとする者は、自動車の軌跡図等必要な図書を第 3 条第 1 項の承諾を得る際に提出する申請書に添付しなければならない。

(実施細目)

第 6 条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱実施の際、現に存する駐車場又は現に建築中の駐車場については、この要綱は適用しない。

付 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から実施する。